

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 8 号
受 理 年 月 日	令和2年8月20日
件 名	精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者の住所 及び氏名	桐生市菱町二丁目3507-7 小滝 芳江
請 願 の 要 旨	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>憲法第14条は「法の下での平等」をうたい、国連の障害者権利条約第4条は「この条約と両立しないいかなる行為または慣行も差し控えること」と明記している。</p> <p>障害者基本法が改正され、精神障害者も「障害者」と規定され、障害者差別解消法は、「差別の解消」を宣言している。障害者が移動をする際に公共交通機関の役割は必要不可欠なものとなっているが、現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者は除外されている。</p> <p>私たちは国に対し、憲法、条約、国内法の理念や条文、また、三障害一元化の趣旨を踏まえて、JRその他の鉄道、航空機、旅客船およびタクシーの各運賃、高速道路その他の有料道路の通行料金に関わる交通運賃割引制度を精神障害者にも適用されるよう適切な措置を講ずることを強く求めている。</p> <p>以上の趣旨から、地方自治法124条の規定により、下記のとおり請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>貴市議会におかれましても、精神障害者への交通運賃割引制度の適用について国へ意見書を提出くださいますようお願いいたします。</p>
紹 介 議 員	周藤 雅彦
付 託 委 員 会	教育民生委員会
審 査 結 果	